

提出書

警察署に物件を提出する際の「提出書」の記載例です。

遺失物法第4条第1項又は第13条第1項の規定により、次のとおり物件を提出します。

年 月 日

京都府 ○○ 警察署長 殿

氏名又は名称 京都市上京区○○町1-●

提出先の警察署名を記載してください。

住所又は所在地 (株)○▲スーパー 店長 京都 まろん

電話番号その他の連絡先 075-○○○-○○○○

※受理番号		物件の種類及び特徴		拾得日時	権 利	氏名等告知同意
番号	現金 (内訳)	物 品		拾得場所	☐ 一般拾得者が所有権を主張している場合、施設占有者は所有権を主張することができません。	
	¥ 10,000 (内訳) 5千円×1枚 千円×5枚	財布 (黒色、二つ折り) キャッシュカード 1枚 (キョウト マロン名義) 運転免許証 1点 (京都 まろん名義)		○年 4月 5日 12時 30分ころ (拾得場所) 1階 1番レジ通路	☐ 費用請求権 ☐ 報労金請求権 ☐ 所有権 ☒ 棄権 ☐ 失権	☐ 有 ☒ 無
一般拾得の場合 (従業員等関係者以外の者の拾得)				一般拾得者から占有者への交付日時	☐ 費用請求権 ☐ 報労金請求権 ☐ 所有権 ☐ 棄権 ☐ 失権	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明
氏名 従業員拾得の場合は、記載不要です。 住所 電話番号				年 月 日 時 分ころ		
	¥ 30,000 (内訳) 1万円×2枚 千円×10枚	財布 (茶色、長財布、ルイヴィトン様) 一般拾得者 (お客さん) が店舗内で拾得し24時間以内に占有者に提出、一般拾得者が報労金請求権及び所有権を主張している場合		●年 4月 6日 15時 00分ころ (拾得場所) 2階 フードコート	☐ 費用請求権 ☐ 報労金請求権 ☒ 棄権 ☐ 失権	☐ 有 ☐ 無
一般拾得の場合 (従業員等関係者以外の者の拾得)				一般拾得者から占有者への交付日時	☐ 費用請求権 ☒ 報労金請求権 ☒ 所有権 ☐ 棄権 ☐ 失権	☒ 有 ☐ 無 ☐ 不明
氏名 京都 みやこ 住所 京都市北区○○町5-● 電話番号 090-●●●●-●●●●				●年 4月 6日 15時 05分ころ		
	¥ (内訳)	パスケース (黒色、ポールスミス様) I COCA (無記名) 一般拾得者 (お客さん) が店舗内で拾得したが、24時間を超えて占有者に提出した場合 (失権になります)		●年 4月 8日 10時 00分ころ (拾得場所) 1階 男性用トイレ	☐ 費用請求権 ☐ 報労金請求権 ☐ 所有権 ☒ 棄権 ☐ 失権	☐ 有 ☒ 無
一般拾得の場合 (従業員等関係者以外の者の拾得)				一般拾得者から占有者への交付日時	☐ 費用請求権 ☐ 報労金請求権 ☐ 所有権 ☐ 棄権 ☒ 失権	☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明
氏名 京都 一郎 住所 京都市左京区○○町10 電話番号 080-●●●●-●●●●				●年 4月 10日 10時 30分ころ		
備考 一般拾得者から占有者への交付日時とは、拾得者が占有者に拾得物を提出した日時をいいます。						

- 備考
- ※の欄には、記載しないこと。
 - 太枠の部分は、一般拾得 (従業員等関係者以外の者が拾得した場合) のみ記入すること。
 - 印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。
 - 権利欄については、費用若しくは報労金を請求する権利又は物件の所有権を取得する権利について、拾得者が、これらの全てを放棄している場合には棄権の□内にレ印を、遺失物法第34条の規定によりこれらを失っている場合には失権の□内にレ印を、それ以外の場合は有権の□内にレ印を付した上で、主張している権利の□内にレ印を付すこと。
 - 氏名等告知同意欄については、遺失物法第13条第2項において準用する法第11条第2項に規定する拾得者の氏名等の告知に、拾得者が同意をしているときは有の□内にレ印を、同意をしないときは無の□内にレ印を、一般拾得の場合で拾得者が氏名等の告知に同意をするか不明のときは不明の□内にレ印を付すこと。